

摂津市消防団弔慰基準

次の表に該当する場合は、必ず消防総務課まで連絡してください。

ただし、休日の場合は、消防署の当務責任者まで連絡をお願いします。

連絡先 06-6381-1171 (消防総務課直通)
06-6381-0119 (消防代表・当直責任者)

区分	階級		消防団・本部	消防団		連絡範囲 (団長は全て連絡)
			弔電・弔文	櫛又は筒花	盛花	
消防団員	相談役 団長、副団長	本人	○	○	○	相談役、分団長以上 は 全副団長、全分団長
		家族	○	○		
	分団長～団員	本人	○	○		その他の団員 は 地区の副団長、分団長
		家族	○	○		
消防職員	消防長 部長級	本人	○	○	○	本人及び 係長以上の家族 は 副団長
		家族	○	○		
	その他の 消防職員	本人	○	○		
		家族	○	係長以上		

※ 「家族」 消防団員…配偶者及び摂津市内に在住の実父母、養父母（養子縁組含む）、子。
消防職員…配偶者及び実父母、養父母（養子縁組含む）、子。

※ 上記に該当する場合は、消防長、消防団長が葬儀に参列する。

① 弔慰名刺対応とする。

② 摂津市内での葬儀の際は原則「弔文」、市外の際は「弔電」対応を行う。

※ 櫛又は筒花がない場合は、生花1基を供える。

※ 二人以上の消防団員又は消防職員に共通する場合は、上級の階級にある者を基準とする。

※ 焼香順については、「摂津市消防団長〇〇〇〇」、「摂津市消防長〇〇〇〇」、「摂津市消防団幹部一同」とする。

※ その他、消防団長が必要と認める対応を行う。